
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続**項目 本日の検討の概要**

本資料の目的

1. 本資料では、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（以下「修正国際基準」という。）に関する前回の親委員会での審議（第 305 回企業会計基準委員会）以後の検討状況を説明する。公開草案を再度公表する必要性をご検討のうえ（審議事項(2)-2）、公表を予定している文案についてご審議いただきたい。

IFRS 財団の著作権に関する事項

2. 修正国際基準では、修正会計基準第 1 号及び第 2 号において、IASB が公表した IFRS の文言を引用していることから、IFRS 財団から著作権に関する取扱いの明確化が求められ、IFRS 財団と協議の結果、修正国際基準の各基準に著作権に関する注意書きを記載することとなった（審議事項(2)-7-1 を参照のこと。）。

適用時期の見直し

3. 第 305 回企業会計基準委員会における審議では、適用時期について「本会計基準は、2015 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から適用することができるものとする」としていたが、上記の IFRS 財団との著作権の協議により、2015 年 4 月 1 日以後開始する第 1 四半期からの適用は困難な状況となった。そのため、2015 年 4 月 1 日以後開始する第 1 四半期からの適用ではなく、2016 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度に係る年度末の連結財務諸表から適用することができるものとするに変更することとしてはどうか（四半期連結財務諸表に関しては、2016 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表からの適用。）。

前回の親委員会以後の主な修正点

4. 第 305 回企業会計基準委員会以降に行った修正点の概要は以下のとおりである。（具体的な修正内容については、審議事項(2)-3 から 6 及び 8 を参照のこと。）

(1) 作業部会及び親委員会におけるコメントへの対応

第 22 回作業部会及び第 305 回委員会におけるコメントを受けて、主に以下の点について修正を行った。

- 修正会計基準第 2 号 J-122B 項において、「確定給付制度の廃止又は縮小に関連する金額」の算定方法が「確定給付制度債務の現在価値の比率」のみとされて

いたが、日本基準より選択できる算定方法が少ないとのご指摘を受けて、「その他合理的な方法」を追加した。

(2) 内部のエディット作業を受けての修正

公表物に関わる体裁及び表現の統一を目的にプロジェクト・チーム以外の内部研究員により文案のレビューが行われ、この結果、体裁や表現について修正が行われている。

(3) 英文参考訳の作成

上述の変更を受けて、英文参考訳について見直しを行った。

(4) コメント対応表のサマリー

審議において使用してきたコメント対応表について、公表用とするために一部簡略化した表現としている。

検討する文案について

5. 修正国際基準として公表を予定しているものの文案は以下のとおりである。

- (1) 修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）の公表にあたって（審議事項(2)-3-1）
- (2) 修正国際基準の適用（審議事項(2)-4-1）
- (3) 企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」（審議事項(2)-5-1）
- (4) 企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」（審議事項(2)-6-1）

このうち、(2)、(3)及び(4)が公表議決の対象となる。

6. 前項に併せて公表する英文参考訳は以下のとおりである。

- (5) 修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）の公表にあたっての英文参考訳（審議事項(2)-3-1）
- (6) 修正国際基準の適用の英文参考訳（審議事項(2)-4-2）
- (7) 企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」の英文参考訳（審議事項(2)-5-2）
- (8) 企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」の英文参考訳（審議事項(2)-6-2）

7. 修正国際基準に併せて公益財団法人財務会計基準機構のウェブサイトに添付する著作権表示の文案は以下のとおりである。

- (9) 著作権表示（審議事項（2）-7-1）
- (10) 著作権表示（和文参考訳）（審議事項（2）-7-2）
- 8. 修正国際基準の最終化にあたって公表する、公開草案に寄せられた主なコメントの概要と当委員会のそれらに対する対応の文案は以下のとおりである。
 - (11) 主なコメントの概要とそれらに対する対応（コメント対応表）（審議事項（2）-8）

以 上